

# 珍皇寺鐘論

——『古事談』 鑄鐘説話をめぐって ——

高津 希和子

## 一 はじめに

京都珍皇寺の鐘は、鑄造された当初鑄物師によって特別な仕掛けが施されていた。その鐘は鑄造された後、土に埋められ、期日に掘り出せば人が撞かずとも、自動的に時を告げる鐘になるはずであった。しかし、寺僧が期日を待ちきれず早く掘り出してしまった為に、何の変哲もない普通の鐘になってしまったという。

『古事談』三七四（第五ノ四〇）

珍皇寺別当某云。当寺鐘者慶俊僧都鑄之土ニ埋。經三ヶ年可掘出之由契テ入唐畢。而一年半許アリテ、本寺ノ住僧等掘出之。

鐘之音聞于唐土。仍慶俊僧都示云。吾寺之鐘声コソ聞ナレ。不  
鐘ニ六時ニ鳴サムト思ツルモノヲ。太口惜云々。件僧都ハ弘法

大師之祖師也。

『古事談』は源頭兼の編纂とされる六巻構成の説話集で、本話は第五「神社仏寺」の巻、主として縁起や靈験を中心とする巻に収めら

れている。

珍皇寺の別当某が語った話によれば、珍皇寺の鐘は慶俊僧都が鑄て埋めたものであるという。これを三年たつて掘り出すように約束して、僧都は入唐したが、寺僧が一年半で掘り起こしてしまった。

その鐘の音を遠く唐土で聞いた慶俊僧都は、人が撞かずとも六時の時に鳴る鐘にしようと思つたのに、早く掘り起こしたために普通の鐘になってしまったと、仕掛けが台無しになったことを歎いたという話。慶俊僧都はあの弘法大師空海の祖師ということである。<sup>(2)</sup>本稿では、『古事談』所収鑄鐘説話を通して、鑄鐘説話が広がっていった背景について勸進との関わりも含めて考察していきたい。

## 二 珍皇寺とその信仰

京都市東山区にある珍皇寺門前は、<sup>(3)</sup>葬地烏部野と清水寺の境に位置し、六道の辻とよばれ、冥界への入り口と言ひ伝えられていた。

六道とは、地獄道・餓鬼道・畜生道・修羅道・人間道・天道のこと

で、「衆生が業によつて生死を繰り返す六つの世界」(岩波仏教語辞典)である。このあたりを「六道の辻」とよぶことは、『古事談』第四ノ二四に「六道辻二人侍トオボシクテ、アヤシバミタル輩侍ナリ」とあるのを初めとして、謡曲「熊野」(新日本古典文学大系)にも「実や守りの末直に、頼む命は白玉の、愛宕の寺も打過ぎぬ、六道の辻とかや。実に恐ろしや此の道は、冥途に通ふものなるを、心細鳥部山」とうたいこまれている。珍皇寺は、その郡名から別名愛宕寺とも呼ばれることから、謡曲「熊野」の「愛宕寺」は珍皇寺に等しい。珍皇寺門前を「六道の辻」とよぶことは、中世以来のものである。

珍皇寺境内にある「迎鐘」は、冥途にまで響き亡霊を娑婆に呼び寄せるといわれ、毎年孟蘭盆の時期になると「六道の迎鐘」と称して、参詣者がこれをついて精霊を迎える風習(六道参り)がある。<sup>(4)</sup>

これは近世では京都の重要な年中行事の一つとなっていた。桃山時代の作品で狩野派の絵師によつて描かれたと考えられている『珍皇寺参詣曼荼羅』<sup>(5)</sup>や、寛文二年(一六六二)中川喜雲「案内者」、延宝二年(一六七四)刊の坂内直頼著「山城四季物語」、「花洛細見図」など、近世の刊行物にも六道参りの絵図を見ることが出来る。そこには、高野槿を持った参詣人や、幕に覆われた迎鐘を撞いている参詣人などが生き生きと描かれている。

この地はまた、小野篁が冥途へ通つた道としても知られる。広島県賀茂郡に伝わる『篁山林寺縁起絵巻』<sup>(6)</sup>には、篁が愛宕寺の前で地

を蹴つて地中に潜つたことが伝えられている。

(前略) 愛宕寺之前 而大地蹴 破而地底入畢、彼ノ靈穴  
在于今矣、終 姫君 歎 給、無 甲斐 婦 侍、大臣 過 物一  
語 後悔 給、無 其 由、自 其 以降 彼 名 所 六 道 之 辻、是 則 炎 魔  
王 宮 上 申 伝 侍、尔 間 洛 中 諸 人 七 月 孟 蘭 盆 於 此 处  
祭 来 于 今 不 絶 也、(後略)

そのほかにも、近世以降の地誌の多くに「六道」と称することや、篁冥途通いの地であるとの記述を見出すことができる。<sup>(7)</sup>小野篁は、流罪に処せられながらも再度官界に返り咲くという異例の経歴の持ち主で、優れた文才も有していた。彼は承和元年(八三四)に遣唐副使に任じられたが、承和五年(八三八)に自らの船が藤原常嗣の乗船用として変更されたため、憤つて遣唐使を辞し、「西道謡」という詩を作つて遣唐使を諷刺した。<sup>(8)</sup>その結果、嵯峨天皇の怒りに触れ、隠岐に配流されたが、彼の文才を惜しんだ仁明天皇によつて奇蹟的に召還されたのである。そのためか、篁は、彼を冥官とする言説に超人的存在としてあらわれている。『江談抄』第三「野篁為閻魔庁第二冥官」事や、『今昔物語集』卷二十「小野篁、依情助西三条大臣語第四十五」「三國伝記」第四之第十八「小野篁事」など、篁が冥官であることは広く伝えられている。

したがつて、あの世との境界に位置する珍皇寺が、冥官篁の言説と結合することは必然的なことともいえ、『今昔物語集』卷第三「第一九話「愛宕寺鐘語第十九」」には、『古事談』の同類話として、小野

篁が珍皇寺開基として登場する。

今昔、小野ノ篁ト云ケル人、愛宕寺ヲ造テ、其ノ寺ノ料ニ、  
鑄師ヲ以テ鐘ヲ鑄サセタリケルニ、鑄師ガ云ク、「此ノ鐘ヲバ、  
搥ク人モ無クテ、十二時ニ鳴ラサムト為ル也。其レヲ、此ク鑄  
テ後、土ニ掘埋ムテ三年可令有キ也。今日ヨリ始メテ、三年ニ  
滿テラム日ノ其ノ明ム日、可掘出キ也。其レヲ、或ハ日ヲ不令  
足ズ、或ハ日ヲ余テ掘開タラム、然力搥ク人モ無クテ十二時ニ  
鳴ル事ハ不可有ズ。而ル構ヘヲシタル也」ト云テ、鑄師ヲ返リ  
去ニケリ。

然テ、土ニ掘埋テケルニ、其後、別当ニ有ケル法師、二年ヲ  
過テ、三年ト云フニ、未ダ其ノ日ニモ不至ザリケルニ、否不待  
得ズシテ、心モトナカリケルマ、ニ、云フ甲斐無ク掘開テケリ。  
然レバ、搥ク人モ無クテ十二時ニ鳴ル事ハ無テ、只有ル鐘ニテ  
有ル也ケリ。「鑄師ノ云ケム様ニ、其ノ日掘出タラマシカバ、搥  
ク人モ無クテ十二時ニ鳴ラナマシ。然鳴マシカバ、鐘ノ音聞及  
バム所ニハ、時ヲモ 憶ニ知り、微妙カラマシ。極ク口惜シキ  
事シタル別当也」トナム、其ノ時ノ人云ヒ誇リケル。

然レバ騒シク、物念ジ不為ザラム人ハ、必此ク弊キ也。心愚  
ニテ不信ナルガ至ス所也。世ノ人此ヲ聞テ努々不信ナラム事ヲ  
バ可止シ、トナム語り伝ヘタルトヤ。

篁が建立した愛宕寺の鐘を鑄た鑄物師が、鐘を土中に埋め、人が  
撞かなくても十二の時に自動的になるように細工してあるので、三

年後に掘り出すように言つて姿を消す。しかし寺の別当が早く掘り  
出してしまったので、普通の鐘になつてしまったという話である。

「心モトナカリケルマ、ニ、云フ甲斐無ク掘開テケリ」とする語りに  
は、その後別当になつた法師の待ち遠しい気持ちがよくあらわれて  
いる。三年間待ち侘び、あと何日かでその日という時に、堪えきれ  
ずに掘り開けてしまったのであるから、何とも勿体ない話である。  
約束を守れなかつた別当の話をうけて『今昔』は、人間の「不信」  
を誡める教訓話としてまとめている。「鑄師ヲ返リ去ニケリ」の  
「ヲ」は「ハ」とあるべきところであろうが、この「返り去ル」とい  
う表現は、正体不明の女盗人(二十九・三)や、実は鬼の変化であ  
る若い女(二十六・一六)や、天狗憑きの女(二十一・六)、観音の化身  
(十六・一〇)、夢中の蛇(十四・三)など、『今昔』の中では、得体の  
知れない主体に向けられる表現である。本話の珍皇寺の鐘を鑄た鑄  
物師も、冥界往來者篁の依頼を受けた不思議な存在として注視され  
ている。

『今昔』と『古事談』にみられるように、同一の筋書きをもつた話  
が、その登場人物の名前や舞台背景などがすり替わつて語られてい  
くことは、説話の世界においては珍しいことではない。両者に共通  
する枠組みは、鑄物師が鐘を鑄造し、期日に掘り出せば自然に時が  
来ると鐘がなるように仕掛けるが、後の人が期日より早く掘り起こ  
してしまい、只の鐘になつてしまふというものである。『今昔』では、  
説話の枠組みである珍皇寺鑄鐘説話に、冥界ゆかりの篁が結合して

いる。無論改めて述べるまでもなく『今昔』は、珍皇寺が生と死の境界に位置することが下敷きになっているのだが、『古事談』で鑄鐘説話が慶俊僧都と結合するのは如何であろうか。

改めて『古事談』の文脈を振り返ってみると、掘り出された鐘の音は、唐の慶俊僧都の耳に届いており、いくら慶俊僧都が「不鈍二六時二鳴サムト思ツルモノヲ。太口惜」と嘆いても、唐土まで届いた鐘の靈驗は少なからず語られていることに気付く。また、その鐘の音を聞く耳をもつ慶俊の卓越した能力も示されており、「珍皇寺別当某」は慶俊と鐘を称揚していると読むことができる。さらに、慶俊僧都が空海祖師であることは、別当の語りではなく地の文で説明されており、優れた能力をもった慶俊僧都と鐘が、空海祖師にゆかりあることを暴露的に印象づける語りとなっている。すなわち、『古事談』における慶俊僧都は、空海を導き出すという点で、話の重要な核となっているのである。そこで次に、珍皇寺鑄鐘説話に慶俊僧都が結合した背景を考えていきたい。

### 三 弘法大師祖師慶俊の登場

『古事談』に登場する慶俊僧都は、『本朝高僧伝』巻第四「城州愛宕山沙門慶俊<sup>9)</sup>」によると、百濟辰孫王の末裔で、河内国丹比郡ゆかりの一族(姓氏家系大辞典)河内藤井氏の出身である。大安寺に学び、天応元年(七八一)春、光仁天皇より愛宕山を賜り、和氣氏

を壇越として寺院を建てた。没年は、延暦某年(七八二〜八〇六)。九十で入滅したとされる(七大寺年表は宝龜九年(七七九)入滅とする)。

ところが、空海祖師と称される慶俊僧都の名は、平安中期以降にならぬいと史料に登場してこない<sup>10)</sup>。すなわち承保二年(一〇七五)四月三日付『東寺百合文書』、および平安中期以降の偽作とされる『弘法大師二五箇条御遺告』である。

まず掲げるのは承保二年の『東寺百合文書』(平安遺文 一一一〇)である。これは、珍皇寺所司大衆が、東寺に対して、清水寺僧(天台)が珍皇寺別当たる事への異議申し立てをした文書である。やや長い以下に引用する。

珍皇寺所司大衆解案等謹解 申請長者 御室政所參箇条裁事、

請被殊蒙鴻恩、任先例正道之理、条々判札之愁状、

一請御寺別当政<sup>11)</sup>正理、以賢心興隆仏法事、

右、所司大衆等、謹檢 案内、件御寺本願、尋以者、仏法

流布、大師雖在多門跡、乍生身值遇出世給希也、尊彼大師本

師慶俊僧都御願建立寺家矣、然而東寺者即大師御願、故相承

代々長者令知行<sup>12)</sup>、以往不知給、近則正道之例者、禪林寺大僧

正御時、最初以尋序阿闍梨、件寺之別当被成、所知不幾之間、

同品房官僧平深、擴充令執行寺務、彼御室万歳之間、安住聖

心令安堵住僧、修理堂舎為宗、仏法興隆莫過於彼田畠、所領

公驗之理無妨、其之時清水寺別当法眼定期件珍皇寺四至之内

打入防辻立、即日僧正御室仰云、速件防辻可貫者、乃貫焼了、  
不為所撰者乎<sup>⑧</sup>。

(中略)

三箇条に及ぶ申し立てである。冒頭で空海祖師が建立した珍皇寺と、弘法大師ゆかりの東寺との協調関係を強く主張している<sup>①</sup>。珍皇寺は、しばしば清水寺僧との紛争があつたようであり、「清水別当法眼定朝」<sup>②</sup>および、次文の傍線部<sup>③</sup>「清水寺住僧朝明」はその一例である。これらによると、東寺から派遣される清水寺僧の別当就任によつて、珍皇寺の流記公験は紛失、寺家は荒廃を極め、田嶋も横領されるという状態であつたと知られる。

一請非常別当所為寺家流記公験紛失并田嶋爭論事

右、同檢案内、寺家雖無庄園封物、為先聖御願、偏任仏法威嚴、不然纒寺<sup>つ、</sup>邊并敷地田嶋林等、具注公験、代々別當從法藏外不出、所司共沙汰、經年序無牢籠、爰仁和寺僧正御時、件清水寺住僧朝明珍皇寺別當罷成、其間非常政方々上、先御寺重物公験紛失、小野僧都御時、別當源快所司等共注其之由、件文書噴乞間、無沙汰、源快死去之後、朝明田嶋被押沙汰方々也<sup>④</sup>、寺家所領之内、田二反候之中、一反清水寺僧所領、經年致弁、一反珍皇寺所領乍、二反珍皇寺所司作人也、以往近來件田二反負致方々弁之間、又郡司并國檢田使等馬上注、一分加役不候、件朝明以私眷屬破定、不經郡司、田堵一反之外、地子勘負、其弁責苛無限、同權別當慶久作如以前、同寺

田嶋字菩提之前、清水寺住人押作、於珍皇寺不令進退、別當源快之時、雖責地子、成阿容未決其論、又寺家北四至内嶋其員、感神院別當・所司等寄事於神威押取、未絶其論如此、抑件別當朝明之時、所為左道、以大衆号成奴婢、昼夜私壇越為追求夫役、念仏僧等不可計画、寺家公房破散、寺住人難堪巨多也、適去任之後、小野僧都御時、相構可成別當別當之由、承給上、件子細言上之日、被停止明白矣<sup>⑤</sup>。

一請不可被成多門非寺清水寺僧為別當事、

右、同檢案内、件寺別當所望之輩、近例皆以御塔修理之功為宗<sup>⑥</sup>、雖然致牢籠、或成非常政之輩如眼前、夫以前朝明者、官長年膺如此、况若年者、任名聞利益、發无因果之輩、只當時之事為宗、不知後恥、隨彼阿容、但馬寺殿可被成別當之由令申給也、若住真実道心者、非清水寺僧、他所名徳可被引級給、但被任偏道心、為延命者、三箇年之間、昼夜前路上下且修行、勸進僧催申、須被加一塵哉、所司大衆等、情以悲哉、貴大師遺跡、被成他門猛惡別當、纒田嶋文書等紛失、寺家顛倒乎、重今度件清水寺僧被成者、永住僧大衆不留跡矣<sup>⑦</sup>。(後略)

珍皇寺の荒廃を背景として、堂舎の修理の功績によつて別當に任ぜられる僧が出現していた<sup>⑤</sup>。承保二年の文書作成時にも、阿容という僧が、修造の功によつて別當に任ぜられようとしていたようである。阿容の別當就任について、反対していた珍皇寺所司・大衆は、

阿容が別当に任ぜられるなら寺から出て行く旨を主張。そして、寺院修造にあたる「勸進聖」を登用するように提言している<sup>⑤</sup>。

勸進の本義は、仏教において善行を勧めて仏道に入らしめることで、(法華経・觀無量寿経など) 勸化・募縁と同義である。それが、やがて物質的喜捨を得る経済活動、殊に寺院の造営や修理の事業資金確保の活動を意味するようになり、勸進聖と呼ばれる僧の活動も平安後期以降目立って見え始めるようになる。<sup>①</sup> 勸進聖とは、寺院や仏像の造立などを目的として寄付を募る活動を行った聖たちをさしている。本来、勸進は信仰を衆庶に勧める行為であったが、それは人々から喜捨を募ることと表裏一体のものであった。

珍皇寺所司大衆は勸進聖を登用し、その修理の為に経済的充実を図ろうとしたのである。所々に弘法大師ゆかりの遺跡であることを述べる文脈は、他門(天台)の僧である清水寺僧別当を激しく批判する趣旨においては、効果的であったと考えられる。

さらに、空海所縁の寺院であるとの標榜が、勸進聖に対して効力をもったことが、同時期の讃岐国曼荼羅寺修理に関する文書(東寺百合文書 康平五年十月二十一日付住僧善芳解)から知られる。珍皇寺と同じく東寺末寺であった曼荼羅寺の修理には、勸進聖善芳という人物が関わっている。彼は康平年間(一〇五六―六五)すでに甚だしく荒廃していた寺を見て、空海滅後、二〇〇餘歳にして、堂舎の顛倒・破壊がそのままになっていることに「見此難涙難堪、肝膽難抑」と述べている。中でも特に重視すべきことは、彼が「為仏

法修行往反之次、当寺伽藍逗留之間」寺の荒廃ぶりを目の当たりにし、始終その修復活動に尽力したが、「寺本願壇越者彼大師入唐帰朝之後、所被建立之道場云々、…(中略)…爰善芳情思、大師智恩之寺、遷化聖靈素音所也」(平安遺文 一〇二〇)と述べていることである。すなわち勸進聖善芳が積極的に勸進活動に携わった背景に、曼荼羅寺が弘法大師空海にゆかりのある寺院であったことが大きく影響しているのである。大寺院と身分的に関わりを持たず、在野の出家者として勸進活動をおこなった聖にとって、弘法大師空海は崇拜の対象であった。讃岐国曼荼羅寺の修理を記した記事からは、空海ゆかりのものであるとの標榜が、勸進僧の協力へ結びついた可能性を示唆している。おそらく珍皇寺の修理に携わる勸進聖にとっても、空海祖師慶俊建立の寺であることが大きな意味をもったのであろう。

今ひとつ慶俊を空海祖師とする史料は、平安中期以降の偽作とされる『弘法大師二十五箇条御遺告』(弘法大師空海全集8)である。

「珍皇寺(字愛宕寺)を以て後生の弟子門徒の中に修治すべき縁起第四」

右の寺建立の大師は、是れ吾が祖師、故の慶俊僧都なり。もろもろの門徒相共に付属することあるに依つて、修治を加える者なり。然れば則ち修治に能へたらん人を以て、寺の司に任じて住持せしむべし。不能の者を用ふることなかれ。

珍皇寺の開基は空海祖師慶俊であるから、寺の管理は真言門徒に

よって守り続けるべきことを主張している。『御遺告』に収録されたこの言説については、十世紀に創建された空也の六波羅蜜寺が、天台別院として勢力を伸ばしていくのに対抗して、真言側が近隣の珍皇寺を真言別院に格付けするために利用したものであるとする指摘がある。<sup>(14)</sup> 真言の格付けの為であったにしても、この時期に珍皇寺内外で空海と繋がる人物がクローズアップされてくることの背景には、勸進活動の活発化が関わっているように推測される。承保二年段階での『東寺百合文書』および『御遺告』の主要なねらいは、真言内外および寺の修理に携わる勸進聖の弘法大師信仰の圏内に据えられていた。珍皇寺と空海祖師慶俊僧都の繋がりを語る言説は、弘法大師空海という超越的な存在を権威として成立している。何らかの超越的な存在を権威として背景に持ちつつ勸進を行うことは、勸進聖にとって常套手段であった。良忍が阿弥陀仏より融通念仏の理念の夢告を受けたという〔古今著聞集〕釈教話や、一遍上人が夢中に熊野権現から札配りの教えを受けたという話〔一遍聖絵〕卷三などは、勸進のよりどころとした言説の超越性を物語っている。空海祖師慶俊僧都が鑄鐘説話と結合するのも、弘法大師空海の超越性によりどころとした勸進の増大によるものであり、『古事談』はその一つを掘り上げて収録していると考えられる。

#### 四 鐘の説話と鑄物師

以上、『古事談』所収珍皇寺鑄鐘説話を中心として、勸進との関連を述べてきたが、ここで何故《鐘》なのかを考えてみたい。珍皇寺の鐘の他にも、三井寺園城寺鐘や、道成寺鐘など、鐘を題材にした説話は多く伝わっている。これには鐘が寺院にとって象徴的存在であり、鐘自体が本来衆生救済の理念を含んでいるということが関係していると考えられるが、鐘を核として話が展開されていながら、鐘の功德を示す話になるといっわけではない。ではなぜ鐘なのか、それには鐘を製作する鑄物師の存在に眼を向ける必要がある。

勸進の拡大のなかで鑄鐘説話が生成する背景には、勸進増大の一方で、勸進聖と鑄物師の一体化もあつたと考えられる。勸進聖には「鑄師僧」として勸進聖の中に名を連ねているものもいた。たとえば、永久四年（一一一六）二月二十六日に結縁された京都市鳩ヶ峯出土の経筒銘にある「僧永源」とみえる人物は、嘉保三年（一一〇九六）結縁の佐賀県大町町出土の経筒銘に「鑄師僧永源」とみえている人物と同一と考えられる。これは、勸進聖の中に諸国遍歴しつつ勸進活動に携わるものがあつたことと、鑄物師と聖が互いに重複する側面を有していたことを示す一例でもある。また、寛治元年（一一〇八七）十一月二十二日結縁の、経筒銘には「勸進僧遍照・鑄師僧頼源」が並記されており、勸進聖と鑄物師が同行して諸国で勸進活動を

行ったことを示している。<sup>(15)</sup>

諸国を遍歴流浪する鋳物師の姿は『古今著聞集』巻第一六「興言利口第二十五」に、「近比天王寺より、ある中間法師京へ上りけるみちに、山ぶし一人又いもじする男一人、行きつれて上りけり。各三人あゆみつれて行に、今津辺にて日暮てければ、三人一やどにとまりにけり。」とあるによつても知られる。本話は山伏が鋳物師になりすまして、「われはやどりうどにて侍り。これの御かまを見れば、かたかまばかりありて、わきがまなし。さだめてほしくおもはせ給らん。かく候物はいもじにて候ぞ。まいらせんはいかに」と遊女に言い寄り、思いを遂げた後、何も知らない鋳物師を残して逃げていくという話である。また、『宇治拾遺物語』には、山伏が鋳物師の妻と密通し、帰宅した鋳物師に額を割られる話などもある。勸進聖の中には山岳修験者のな性格をもっているものもあり、『義経記』や謡曲『安宅』に登場する勸進聖も山伏姿である。このように、山伏と鋳物師が共に登場してくるのも、鋳物師と勸進聖の密接な結びつきがあったことを物語っている。

『古事談』に登場する慶俊僧都は、河内藤井氏の出身であった。この一族は丹比郡を本拠とする一族である。丹比郡は、中世の梵鐘の大半を製作した河内鋳物師の本拠丹南地域にあり、慶俊自ら鐘を製造したという『古事談』の言説は、慶俊僧都が河内丹南地方ゆかりの人物であることと何等かの関係があるかもしれない。

一方で、説話の背後に鋳物師の存在が垣間見えるのは、鐘の登場

する説話全体におよぶことである。たとえば三井寺の古鐘は龍宮から得たものだと伝えられている。これは当初広江寺につるされていたが、天台末寺であったため三井寺に奪取されたうえ、鐘主は三井寺衆徒によつて湖に沈められたという(『古事談』『園城寺伝記』等)。また一説に依れば、三井寺鐘は田原藤太秀郷が龍宮から持ち帰ったものともいう(『神明鏡』)。道成寺縁起に関係する一連の言説にも道成寺の大鐘が登場する。しかし話の中で鐘の功德が説かれるわけではなく、鐘に隠れた若僧は女の変化した大蛇に、鐘ごと焼かれてしまふ。ここで注目すべきことは、鋳物師の生業・鋳鐘の工程が織り込まれている点である。珍皇寺の場合、鐘を埋める事は鋳造した鐘を冷却する必要上、実際に行われた工程である。鐘を鋳るための鉄を手に入れるべくはるばる航路を旅するくんだり(園城寺鐘説話)や、道成寺大鐘に蛇が火を吹きかけて燃やす場面などは、鐘の製造・鋳造・解体工程の一端をうかがわせるものである。さらに『今昔物語集』巻二十九「撰津国来小屋寺盜鐘語第十七」に語られている鐘盗人の話も、鋳物師の技術抜きにしては、犯行も説話も成立しえない。<sup>(17)</sup> 小屋寺に老法師が訪れ、鐘堂に旅寝を許されるが、そのまま鐘堂で死んでしまふ(実は死んだふり)。やがて老法師の子を名乗る男たちが現れ、法師の葬式を営むふりをして、そのまま鐘を盗み出す話である。死穢を恐れて籠もっていた小屋寺の住僧たちは、男たちが一晩中念仏を唱え、金を叩いていたのを葬儀をしているのだと思いいんでいたが、明け方、大きな松の木に鐘を引っ掛けて焼き砕いた跡



が発見され、事の次第を知るといふものである。寺の鐘に由来する説話には、さまざまな側面で鑄物師の存在が仄見えるのである。

中世の梵鐘の大半が勸進によって製作されたことはすでに、坪井良平氏<sup>(18)</sup>によって明らかにされている。鐘は寺の象徴であり、勸進の結果が目に見えて明らかになる指標でもある。先述したように勸進聖の中には鑄物師の性格の者も含まれており、勸進聖と鑄物師には密接な関係があった。鐘説話の生成母胎は、勸進活動と、職業分化が進みつつあった鑄物師の商業活動の均衡の中に求めることができるとはならないか。勸進聖によって語られた言説には、勸進の目的を象徴する鐘が登場し、鑄造に至るまでの経緯や、不思議な由来が語られた。そこにはまた、鑄物師という職業集団、および鐘に付随する寺院の喧伝も意図されていたのではないだろうか。鐘を核とする説話生起の側面として、以上のような勸進と鑄物師の関係があったと考えられる。珍皇寺の話も鑄物師の技術によって説話が支えられている。鑄鐘説話は勸進の諸相において様々な言説と結合し、変容・拡大していったのではないだろうか。

## 五 おわりに

鐘の音は、時刻を知らせるものとして、あるいは法会や祭礼の合図・号令、非常を知らせる手段として、仏教伝来以来長きにわたって人々の生活に広く膾炙してきた。奈良時代以来、寺院などでは定

時法に基づく昼夜四十八刻制ではなく、不定時法に基づく六時が使用されていた。<sup>(19)</sup>『小右記』長和五年(一〇一六)六月二日条には、「帰華之間、打寺々後夜鐘」とあり、後夜の鐘の記述が見える。また、六時報知の鐘とは別に、十二辰刻を報知する例もしばしば見え、『権記』寛弘五年九月二十五日条に「子時螺吹後、僧都被出」とある様に、寺院では鐘と法螺が時刻報知のはたらきをしていたことが知られる。<sup>(20)</sup>

珍皇寺では自然に六時を知らせるといふ靈験は、人が掘り出してしまったために実現しえなかったが、時が来ると自然に鐘が鳴る鐘として広く知られるのは『平家物語』冒頭の「祇園精舎の鐘の声」である。祇園精舎の鐘は、天竺の祇園給孤獨園にある無常堂の鐘の音である。西北隅にある無常堂は、収容された病僧が臨終を迎えると、その四隅にある玻璃の鐘が自然に鳴って諸行無常の偈を示し、苦を和らげるといふ。

珍皇寺の位置する鳥部野周辺にある多数の寺院の一つ双林寺は、寺号が「沙羅双林寺」の略称であり、釈迦涅槃の聖地になぞらえられている。同様に、源融の河原院内に融の第三子仁康が建立した祇陀林寺も、大江匡房の願文によっても祇園精舎になぞらえられる。祇陀林寺の鐘は賀茂川の洪水で沈んでしまったが、鎌倉初期に栄西が祇園精舎に擬して賀茂川東岸に建仁寺を建立した際、祇陀林寺の鐘を引き上げて建仁寺の梵鐘としたというから、建仁寺の鐘も祇園精舎の鐘を擬したものである。また、現在の三井寺鐘は慶長七年

(一六〇二)に铸造されたが、その銘文に「夫当寺之鐘者昔田原藤太秀郷得龍神 請得之龍宮其後安置於当寺案其来由曰 天竺祇園精舎良鐘也昭々乎見于三井伝記爾」とあり、龍宮から伝来する以前、もともとは天竺祇園精舎良(東北)の鐘であつたという言説が付与されている。このように、祇園精舎鐘の標榜が中世以降さまざまな形で表出していくのは、鐘の音が地獄の苦厄から救い、衆土に導くという仏教的発想の浸透によるものであり、勧進において鐘説話が大きな役割を担っていたことが推測される。

『古事談』は「別当某」談という枠組みを持ち、別当自ら鐘の由来を説いている。説話自体が人々を鐘に引きつける構図であり、これ自体が勧進の一面を示しているとも言えよう。現在の篁と閻魔王の伝説に彩られた珍皇寺境内からは強く窺うことはできない。しかし、鐘は唐まで音が届いた靈験ある鐘として語り継がれ、現在も六道参りでは信仰の中心になっている。

※『古事談』は改訂増補国史大系により、『今昔物語集』は新日本古典文学大系による。

## 注

- (1) 『古事談』が対象とする時代は、称徳天皇や浦島子伝に始まり、編者頼兼房に近しい建暦年間(一一二一―一一三三)の出来事にまで及ぶ。
- (2) 弘法大師空海の祖師は、慶俊以外にも語られる。『今昔物語集』巻第十一「弘法大師、渡宋、伝真言教帰来語第九」では、祖師は大安寺の「勸操」。

(3) 珍皇寺は創建当時東寺の末寺であつたが、南北朝以降建仁寺末寺となつた。『文徳実録』巻第十天安二年(八五八)四月条に「是夜宝皇寺火へ俗名鳥戸寺へ金堂礼堂尽為灰燼」とあり、北村季吟「免芸泥赴」(貞観元年・一六八四)黒川道祐「雍州府志」(貞観三年・一六八六)はこれを「宝皇寺」を、珍皇寺の前身とする。しかし、『中古京師内外地図』は「宝皇寺」を阿弥陀ヶ峰西麓に記し、「珍皇寺」と「宝皇寺」を別寺と捉えている。また、『今昔物語集』でも「愛宕寺」と「鳥部寺」の説話が別々に存在する事等を鑑みても、これらは別寺であると考えられる。

(4) 『今昔物語集』巻第二十四「七月十五日立盆女、読和歌語第四十九」

今昔、七月十五日ノ□盆ノ日、極ク貧カリケル女ノ、祖ノ為ニ食ヲ備フルニ不堪シテ、一ツ着タリケル薄色ノ綾ノ衣ノ表ヲ解テ、盆ノ盆ニ入レテ、蓮ノ葉ヲ上ニ覆テ、愛□寺ニ持参テ、伏礼テ泣テ去ニケリ。其後、人怪ムテ寄テ此レヲ見レバ、蓮ノ葉ニ此ク書タリケリ。「タテマツルハチスノウヘノ露バカリコレヲアハレニミヨノホトケニ」ト。人々此レヲ見テ皆哀ガリケリ。其人ト云事ハ不知テ止ニケリトナム語リ伝ヘタルトヤ。

孟蘭盆の供養ができなかつた貧しい女が、着衣の表地をほどいて布施とし、和歌一首を添えて愛宕寺に奉納したという話。欠字になっている寺の名称が、同文の同話である『古本説話集』上三十三から「愛宕寺」が相当することから、孟蘭盆の日に祖霊を迎える行為が、一二世紀頃の愛宕寺ですでに始まっていたと考えられる。

(5) 『社寺参詣曼荼羅』(平凡社一九八七年)難波田徹「社寺参詣曼荼羅の成立とその背景」(『古絵図』日本の美術72至文堂一九七二年)八木透「珍皇寺の六道参り」(『仏教年中行事』仏教民俗学大系6名著出版一九五九年)平松克子「珍皇寺参詣曼荼羅」とその信仰」(『就実語文』11号一九九〇年)。珍皇寺の信仰の周辺については、平松論文が詳しく、参考になった。

(6) 『中世文芸叢書9 瀬戸内寺社縁起集』一九六五年広島中世文芸研究会編

小峯和明『野馬台詩』の謎——歴史叙述としての未来記』岩波書店、二〇〇三年

(7) 『扶桑京華志』寛文五年(一六六六)松野元敬。『菟藝泥赴』貞享元年(一六八六)北村季吟。『山城名跡志』正徳元年(一七一)沙門白恵。『山城名跡巡行志』宝暦四年(一七五四)僧淨恵など。

(8) 隠岐配流は『今昔物語集』巻二十四「小野篁、被流隠岐国時説和歌語第四十五」に、事有テ隠岐国ニ被流ケル時、船ニ乗テ出立ツトテ、京ニ知タル人ノ許ニ、此ク読テ遣ケル、「ワタノハラヤソシマカケテコギ出ヌトヒトニハツゲヨアマノツリブネ」とあるほか、『古今集』『世継物語』『撰集抄』などで広く伝えられている。

小野篁については、上野英子「小野篁考(二)」(六)、『実践国文学』一九八七〜九二年。藤原克巳「菅原道真と平安朝漢文学」東京大学出版会二〇〇一年。黒木香「小野篁の変貌——冥官説話の変化をめぐって」『源氏物語の内と外』風間書房、一九八七年。石原昭平「小野篁冥官説話の諸相」『国文学解釈と鑑賞』一九九〇年八月

(9) 釈慶俊。出于河内藤井氏。在幼純信。意樂仏教。至辨李歳。隨大安寺道慈削洗納戒。慈教以三論。法相。華嚴。又就勤操。受求聞持法。專攻維華。四法界十玄談。融撰指掌。住大安。(中略)天応元年春。光仁帝賜愛宕山。此山崔嵬独秀帝畿。雖泰澄。小角。披榛葺。而梵刹未備。壇越和氣氏。風靡俊徳。構堂建院。(後略)

(10) 慶俊以外に開基とされている人物は山代淡海という未詳の人物である。長保四年(一〇〇二)二月一九日付の「山城国珍皇寺領坪付案」(東寺百合文書)によると、珍皇寺は、承和三年(八三二)に山代淡海等によって建立されたことがみえ、延久三年(一〇七二)十月八日付の「珍皇寺司解」(東寺百合文書)でも、山代淡海が珍皇寺開祖として登場する。延久三年「珍皇寺司解」の後半は、感禪院(八坂神社)の横妨を本寺(東寺)に訴える内容であり、長保四年の文書は、当時寺院であった川原院によって所領の一部が略奪されたことを非難し、公験による寺領確認を要求する内容で

ある。国司・郡司が所有権を公認する文書である公験を要求しているこれらの内容から、珍皇寺としては、鎮護国家を祈念して建てられたという理念を前面に押し出す必要があったとも考えられる。

(11) 中ノ堂一信「中世的「勸進」の形成過程」(日本史研究会資料研究部会編『中世の権力と民衆』所収、一九七〇年)

(12) 十一世紀の讃岐国曼荼羅寺については、国衙との関係という側面から、寺院経済のあり方を考察した西岡虎之助「土地荘園化の過程における国免地の性能」(『荘園史の研究』下巻一所収 岩波書店一九五六年)に詳しい。

(13) 林亮勝「御遺告」の成立について」『豊山教学大会紀要』一二号 一九八四年

(14) 平凡社歴史地名大系『京都市の地名』「珍皇寺」解説

(15) 鑄師僧水源は、嘉保三年(一〇九六)肥前国で勸進僧安増に同行しつつ写経活動を行い、経筒を作成した(平安遺文金石文編一五二)。彼は承久四年(一一一六)京都で法華経経筒鑄造に結縁しており(平安遺文金石文編一八六)その諸国遍歴が知られる。頼源については、平安遺文金石文編一四三による。(11) 中ノ堂論文参照。

(16) 「真継文書にみえる平安末〜南北朝期の文書について」(『名古屋大学文学部研究論集LVI』一九七二年三月)「真継文書にみえる室町期の文書について」(『名古屋大学文学部研究論集LIX』一九七三年三月)五十川伸矢「丹南の鑄物師」(『中世の風景を読む』第五巻 新人物往來社 一九九五年所収)

(17) 鐘盗人と鑄物師の関連は、二〇〇五年六月四日今昔の会例会にて口頭発表の折、小峯和明氏にご教示いただいた。

(18) 坪井良平「日本の梵鐘」(角川書店一九七〇年) 鐘の用途について坪井氏は、本来は寺院の号令と衆生済度の為のものであり、次第に本来の目的から離れて時刻を知らせる役割を担うようになると説明する。

『万葉集』巻第四相聞の笠目女「みなひとを ねよとのかねは うつなれ

ど きみをしおもへば いねかてぬかも」(9)(10)や、『古今和歌六帖』の作者不明「よひのかね つかざるさきにゆあみよと いひてしものを みみつまなくに」(1438)などは、なかでも時刻報知の鐘の役割を反映した和歌とみることができる。

(19) 平山清次「日本にあらはれたる時刻法」『天文月報』5—11・12。橋本万平「日本の時刻制度」一九六六年塙書房。斎藤国治「日本・中国・朝鮮・古代の時刻制度——古天文学による検証——」一九九七年雄山閣出版。厚谷和雄「曆と時刻」井上勲編『日本史の環境』二〇〇四年吉川弘文館

(20) 中国においては古く漏刻や日時計などの他に、香篆あるいは煙篆などと呼ばれる香時計が使用されていた。江戸時代においては、もっぱら香時計が使用されていたことから、中世寺院でも香時計が使われていたと考えられている。

(18) 厚谷は、『栄花物語』卷十八「たまのうてな」に法成寺阿弥陀堂の「母屋の中の柱のもとに、時知る具ども置かせ給へり」とあるのも、香時計であったと推測されている。(十二辰)は「子・丑・寅・卯・辰・巳・午・未・申・酉・戌・亥」で、それぞれに「夜半・鶏鳴・平旦・日出・食時・禺中・日中・日昃・晡時・日入・黄昏・人定」が相当する。このうちゴチック体で表記したものが(六時)「中夜・後夜・晨朝・日中・日没・初夜」に相当する。

(21) 木崎愛吉「大日本金石史」第三卷(歴史図書社 一九七二年復刻)坪井良平「日本古鐘銘集成」(角川書店 一九七二年)参照。他に、笹本正治「中世の音・近世の音」(名著出版 一九九〇年)。笹本氏は「鐘があゝの世・異界・他界からこの世に出現した、もしくは鐘はこの世とあの世との二つの世界を繋ぐ能力を持つ特別な器具」であるとした上で、鑄物師もまた普通の人と異なる能力を持つ者と理解する。中世の鑄物師由来書なども関わらせながら、今後の検討課題としたい。